

議事要旨

会合名：第13回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年8月17日(月) 16:00~19:00

討議内容：

1. セキュリティ検討PTの成果物案について

PT主査よりセキュリティ検討PTの成果物案(資料13-3、13-4、13-5)について報告があった。主な議論を以下に示す。

- ガイドライン案に「望ましい」「推奨する」「必須となる」等いくつかの表現形式があるが、一つの表現でもよいのではないか。
→対策の重要性を伝えたいという意図はある。最終的には当事者間で判断することになる。

2. 民法改正以外の論点について

(1) セキュリティ

委員からセキュリティ条項に関連する資料(資料13-6)について説明し、事務局からセキュリティ解説案(資料13-7-1~3)について説明を行い、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- どういった場合が重過失になるのか。例えばIPAの脆弱性情報DBを見ていなかったら重過失になってしまうのか。
→脆弱性情報DBはソフトウェア開発メンバ等であっても現在進行中のプロジェクトへの影響はなかなか理解できない。ソフトウェア開発事業者だけではなく、もっと広く知らされている情報を知らない場合に重過失になる可能性がある。
- 重過失については、周知性だけではなく、容易に対策を講じられるということも必要ではないか。

(2) プロジェクトマネジメント義務及び協力義務

専門委員から、プロジェクトマネジメント義務及び協力義務に関連する資料(資料13-8)を説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- 本来、プロジェクトマネジメントはユーザ、ベンダ双方がやらなければいけないことだが、裁判例を入れたことで、ユーザ側のプロジェクトマネジメントに対して甘すぎるという印象を受けてしまう。ユーザがプロジェクトマネジメントの主体になるということがもう少し強く表れていいのではないか。
→ユーザ側の責任を認めた事案も出ているので、バランスを取るようにする。
- ある条件に該当する場合は、ベンダ側から中止の提言をしなければいけないが、現状のモデル契約ではベンダ側の一方的な解約権を認めていない条項となっている。中止提言義務が発生するような状況にまでプロジェクトが追い詰められているのであれば、ベンダの解約権を認めてもよいのではないか。
→条項を修正するには現行条項への複雑な影響の検討が必要になる。次回までに検討とする。

(3) 契約における「重大な過失」の明確化

専門委員から、契約における「重大な過失」の明確化に関する資料(資料13-8)を説明し、議論を行った。主な議論を以下に示す。

- セキュリティの論点にも関係するが、ここでの説明で重大な過失のハードルが従前より下がっていないか。
→SQLインジェクション事件を想定した記載であり、特に従前からのハードルの高さを変えていない。

(4) 上流工程への遡及(複数契約)

専門委員から、上流工程への遡及に関する資料(資料13-8)を説明し、議論を行った。主な議論を以下

に示す。

- 事例に引用している平成8年判決は、マルチベンダの場合誤解される可能性があるのではないか。
→平成8年判決は同一当事者の判決なので誤解はないと思われるが、明確にする。

(5) 再構築対応

事務局より再構築対応に関連する資料(資料13-9, 13-10-1~3)について説明した。特に質問はなかった。

以上